

第13回 浦幌町農業委員会総会議事録

平成30年 7月27日 開会

平成30年 7月27日 閉会

浦幌町農業委員会

平成30年7月27日 第13回浦幌町農業委員会総会を浦幌町役場2階中会議室にて招集

開会 午後2時00分

閉会 午後2時29分

1 出席委員

1番 伊藤光一	2番 小野木 淳	3番 香川 由
4番 石塚健一	5番 福田和己	6番 大坂 有
7番 山村幹次	8番 廣富一豊	9番 高木政志
10番 木南和徳	11番 森 秀幸	12番 石森正浩
13番 小川博幸		

2 欠席委員

なし

3 議事に参与するもの

事務局長 佐藤 勇 人
農地係長 小川 裕 之
主 事 河 上 彰

○議事日程

日程第 1 会期の決定について
日程第 2 議事録署名委員の指名について
日程第 3 諸般の報告について
日程第 4 議案第1号 土地現況証明願について
日程第 5 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第 6 議案第3号 農地所有適格法人要件の確認について
日程第 7 協議事項第1号 「農地パトロール月間」の設定について

4 議事内容 午後2時00分開会

○佐藤事務局長 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。それでは農業委員会会議規則第4条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、これからの議事進行につきましては小川会長にお願いいたします。

●開会の宣告

○小川議長 只今の出席委員は、13名です。定足数に達しておりますので、ただいまから第13回浦幌町農業委員会総会を開会いたします。これより議事に入ります。

●日程第1 会期の決定について

○小川議長 日程第1、「会期の決定」を議題といたします。お諮りをいたします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川議長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

●日程第2 議事録署名委員の指名について

○小川議長 次に日程第2、「議事録署名委員の指名について」は、農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議席番号1番伊藤委員、2番小野木委員を指名いたしますのでよろしくお願いたします。

●日程第3 諸般の報告について

○小川議長 次に日程第3、「諸般の報告」について、事務局長より報告をお願いいたします。

○佐藤事務局長 諸般の報告、朗読説明。

○小川議長 報告が終わりました。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●日程第4 議案第1号 土地現況証明願について

○小川議長 質疑が無いようですので、次に日程第4、議案第1号「土地現況証明願について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書2ページをご覧ください。議案第1号。土地現況証明願について。このことについて、下記の者より願出があったので審議されたい。平成30年7月27日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の1件でございます。

土地の表示は記載のとおりであります。土地所有者及び申請人は、東山町に住所を有する方、願出目的は地目変更です。調査結果といたしましては、7月17日に廣富委員ほか2名の委員さんと現地調査をしましたところ、利用状況は、原野でありました。議案書3ページに願出地の位置図を添付しておりますのでご覧いただきご審議のほどよろしくお願いたします。以上でございます。

○小川議長 只今の説明に関連して、地区担当委員の廣富委員より現地調査結果並びに補足説明をお願いいたします。

○廣富委員 本申請地につきましては、只今事務局の説明のとおり、7月17日に現地を確認したところ、雑草が生い茂っており、耕作するには困難な状況であり、現況地目は原野でありました。以上、報告といたします。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第1号を採決いたします。本案を願出のとおり証明することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号は願出のとおり証明することに決定いたしました。

●日程第5 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○小川議長 次に日程第5、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

本案件につきましては、売買2件、贈与1件の所有権移転案件と、賃貸借1件の利用権設定案件であります。所有権移転案件と利用権設定案件に分けて審議いたします。

それでは、初めに所有権移転案件、番号7番から9番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書4ページをご覧ください。議案第2号。農地法第3条第1項の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。平成30年7月27日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の売買案件2件、贈与案件1件、賃貸借案件1件でございます。

番号7番、譲渡人は、東山町に住所を有する方、譲受人は、千才町に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、2筆合わせまして、24,138平方メートルです。契約の種類は、売買、価格及び経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、相続した農地を譲受人に売り渡す。譲受人は、経営の規模拡大を図るため、譲渡人より買い受けるものであります。

番号8番、譲渡人は、吉野に住所を有する方、譲受人は、子である吉野に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、2筆合わせまして、92,913平方メートルです。契約の種類は、贈与、経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、後継者に農地を贈与する。譲受人は、農地を使用貸借により農業経営を継承していたが贈与を受けるものであります。

番号9番、譲渡人は、帯広市に住所を有する方、譲受人は、下浦幌に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、1,213平方メートルです。契約の種類は、売買、価格及び経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、財務省普通財産を売却処分するため。譲受人は、永年に渡り畑として使用している土地であり、売り払いを受けるものであります。

なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案書6ページから8ページに3条番号7から9の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただいまの説明に関連して、番号7番について、地区担当委員の廣富委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○廣富委員 番号7番につきましては、只今事務局の説明のとおり、経営の規模拡大を図るため、譲渡人より買い受ける内容であり、7月17日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許

可をしない要件に該当しておらず許可の要件は全て満たしていることを報告します。

○小川議長 ありがとうございます。次に、番号8番について、地区担当委員の小野木委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○小野木委員 番号8番につきましては、只今事務局の説明のとおり、農地を使用貸借により農業経営を継承していたが贈与を受ける内容であり、7月14日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず許可の要件は全て満たしていることを報告します。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。次に、番号9番について、地区担当委員の高木委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○高木委員 番号9番につきましては、只今事務局の説明のとおり、財務省普通財産を売払い処分するため永年に渡り畑として使用した農地を買い受ける内容であり、7月5日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず許可の要件は全て満たしていることを報告します。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第2号の番号7番から9番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号の番号7番から9番は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、次に利用権設定案件、番号10番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書5ページをご覧ください。番号10番、貸主は、豊頃町に住所を有する方ほか12名の共有名義、借主は、豊頃町に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、64,000平方メートルです。契約の種類は、賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成30年7月30日から平成34年11月30日までの4年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、規模拡大を希望する農業者に農地を貸し付ける。借主は、農地を借受け農業経営の充実を図るものであります。

なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案書9ページに3条番号10の位置図を添付しておりますのでご覧ください、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の廣富委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○廣富委員 番号10番につきましては、只今事務局の説明のとおり、農業経営の充実を図るため借り受ける内容であり、7月6日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず許可の要件は全て満たしていることを報告します。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第2号の番号10番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号の番号10番は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第6 議案第3号 農地所有適格法人要件の確認について

○小川議長 次に日程第6、議案第3号「農地所有適格法人要件の確認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○河上主事 議案書10ページをご覧ください。議案第3号。農地所有適格法人要件の確認について。農地法第6条並びに農地法施行規則第58条の規定により提出のあった農地所有適格法人報告書により農地所有適格法人の確認要件について審議されたい。平成30年7月27日提出。浦幌町農業委員会会長。

農地所有適格法人は、毎事業年度終了日、いわゆる決算の日から3ヵ月以内に事業状況等について農地等の所在地を管轄する農業委員会に報告することが農地法第6条第1項で義務付けられており、農業委員会は、この報告に基づき、その農地所有適格法人が農地法上の要件を欠いていないか、また欠くおそれがないかについて確認することになっています。ただいま審議いただきます農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告は、番号1番から9番の9件で、法人名、代表者、所在地、事業年度については議案に記載のとおりです。確認要件につきましては、議案書11ページに説明資料がございますので、この資料に沿って説明させていただきます。

農地所有適格法人の確認要件は、会社法又は農業協同組合法に基づく法人でなければならないという法人形態要件。主たる事業が農業であるという事業要件。組合員、株主又は社員が農地法第2条第3項第2号イからチに規定される者でなければならないという構成員要件。法人の常時従事者たる構成員が理事等の過半を占めており、役員又は重要な使用人のうち1人以上がその法人の行う農業に必要な農作業に年間60日以上従事していなければならないという役員要件。以上の4要件がございます。

本議案番号1番から9番の法人につきましては、別添の第13回農業委員会総会議案説明資料1ページから18ページに掲載しております農地所有適格法人要件確認書により審査を行いましたところ、先ほどご説明しました法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件のすべてを満たしておりますので、適と判断するものです。以上、ご審議のほどよろしく願います。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり決定いたしました

●日程第7 協議事項第1号 「農地パトロール月間」の設定について

○小川議長 次に日程第7、協議事項第1号「農地パトロール月間の設定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書12ページをご覧ください。協議事項第1号。「農地パトロール月間」の設定について。このことについて、「農地パトロール月間」を設定し、農地パトロールの実施について協議されたい。平成30年7月27日提出。浦幌町農業委員会会長。

議案書13ページをご覧ください。農地パトロール月間についての趣旨ですが、農業委員会は、農地の公的管理主体として、食料の生産基盤である優良農地の確保と有効利用の促進を図っていくことが求められており、毎年1回、農地パトロールを実施してきたところであります。こうしたなか、平成26年には、新たな遊休農地対策についての仕組みが構築されたことに伴い、次のとおり農地パトロール月間を設定し、農地利用の総点検を実施することとし、①遊休農地の実態把握と発生防止、解消、②農地の違反転用発生防止対策、③権利移動に伴う利用状況の把握等について重点的に取り組むこととします。

2番の農地パトロール月間の設定ですが、平成30年8月1日から9月30日までの2ヶ月間を農地パトロール月間に設定します。

3番の実施の内容について、(1)の班編成については、各地区の委員をもって合同パトロールにあたり、日程については、上浦幌地区は8月28日(火)9時30分から、中浦幌地区は9月6日(木)13時30分から、下浦幌地区は8月27日(月)9時から実施していきたいと思っております。(2)調査する項目ですが、①遊休農地及び遊休化のおそれがある農地の把握、②農地法の許可案件の履行状況の確認、③農業経営基盤強化促進法による利用権設定等農地の履行状況の確認、④農地の違反転用の発生防止と早期発見、是正、⑤相続税又は贈与税の納税猶予制度の適用を受けている農地の利用状況の確認、⑥営農型発電設備(太陽光パネル等)の設置に係る農地についての適正な営農状況の確認、⑦その他不適切な農地の利用状況の把握、以上7点をあげております。

4番の調査結果の整理、活用についてですが、(1)調査結果の整理は、農地パトロール終了後、報告検討会を開催し現状と課題を把握し、遊休農地及び遊休化のおそれのある農地については、農地法第32条に基づく農地所有者等への利用意向調査を実施するものであります。(2)市町村への情報提供ですが、荒廃農地調査の調査結果を情報提供するものです。(3)農地台帳等への反映、管理についてですが、利用状況調査の結果を農地台帳へ反映するものであります。以上、ご協議いただきますようよろしくお願いいたします。

○小川議長 ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは採決いたします。協議事項第1号は、只今、事務局が説明したとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、協議事項第1号は、原案のとおり決定いたしました。以上で、本日附議された議案の審議は全て終了いたしました。この際、その他の案件について委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

●閉会の宣告

○小川議長 それでは、以上をもちまして第13回浦幌町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後2時29分閉会